

議案第50号

平成30年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算

平成30年度藤岡市の簡易水道事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

平成30年3月19日可決

藤岡市長 新井利明

第1表 歳入歳出予算

歳入 簡易水道事業等特別会計

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 分担金及び負担金		1			
	1 負担金	1			
2 使用料及び手数料		7,715			
	1 使用料	7,714			
	2 手数料	1			
3 繰入金		54,962			
	1 一般会計繰入金	54,962			
4 繰越金		100			
	1 繰越金	100			
5 諸収入		1			
	1 雑入	1			
6 市債		11,400			
	1 市債	11,400			

歳出

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 総務費		61,426			
	1 総務管理費	61,426			
2 公債費		11,753			
	1 公債費	11,753			
3 予備費		1,000			
	1 予備費	1,000			
			歳 出 合 計		
			74,179		